

循環型社会作りの実践施設・ 南部スラッジプラント

南部スラッジプラント (TEL.3799-1201)

東京の下水道は、毎日約500万トンの下水を処理し3,000トンもの脱水汚泥が発生しています。汚泥は、都市生活の高度化等により、これからもさらに増加していくことが予想されています。

都市活動があり、下水の処理が続く限り汚泥の発生を無くすることは出来ません。

都の埋立て処分地は、一般廃棄物や産業廃棄物も埋立てられており、将来にわたり安定して処分地を確保することは困難であり、廃棄物の減量化が強く求められています。

下水道局では、汚泥を効率的に処分するため平成9年度末現在、汚泥の約90%を焼却し減量化に努めました。

さらに、埋立地の延命化とともに資源の有効利用を図る観点から、汚泥を都市の中で「資源」として再利用し、街づくりに活かしていく「資源化」に積極的に取り組んでいます。

南部スラッジプラントの汚泥焼却炉等（焼却灰を原料とする圧縮焼成ブロック施設・軽量細粒材施設、汚泥溶融スラグ化施設）各種施設も減量化や資源化の施設であります。

これらの施設は、省エネルギーと排ガス処理対策等最新の技術を導入し、効率かつ安全な運転管理が出来るように施設作りに心掛けられています。

例えば、排ガス処理対策です。NOX、SOX等大気汚染防止法や東京都公害防止条例

等に則ったクリーンな排ガスとなるよう対策を講じてあります。

近年環境問題として社会の関心を集めているダイオキシンについては、大気汚染防止法施行令により平成9年12月1日から排出の規制が施行されています。南部スラッジプラントの炉についてみますと、平成9年度計測した排ガス値は表のとおりであり、法律の排出抑制基準を大幅に下回っていました。

下水道局では、「快適な生活環境を支える下水道」「循環型社会に資する下水道」「安全で信頼される下水道」を基本方針にして、事業実施に力を注いでいます。

オートキャンプ場についても、東京23区内で初ということもあり当初から業界でも注目され、専門誌などから多くの取材を受けました。

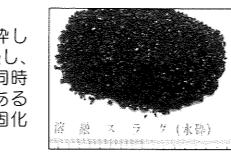
2年目を迎えたこの夏は、都民の方以外にも北は青森から南は福岡までと、幅広く皆様にご利用いただきました。これにより本年8月の利用者数は2,078人となり昨年同月期に比べて20%も増加しました。

城南島地区にお勤めの皆様も、話の種に是非一度利用してみてはいかがですか。

| 排ガス等ダイオキシン調査結果（平成9年11月実施） | | |
|---------------------------|---|-----------------------|
| 調査場所 | 排出抑制基準 | 計測値 |
| 1,2号炉 合流煙突出口 | 平成4年1月30日まで 平成4年2月1日から ng-TEQ/m³N | 0.004 0 ng-TEQ/m³N |
| 3号炉単独 煙突出口 | 80 ng-TEQ/m³N | 1 0 ng-TEQ/m³N |
| 汚泥溶融炉 単独煙突出口 | | 0.001未満 ng-TEQ/m³N |
| 焼却灰 | 定められていない | 0 ng-TEQ/g-dry |
| 溶融スラグ | | 0 ng-TEQ/g-dry |

* 汚泥溶融施設

脱水汚泥を乾燥・粉碎して1,400~1,500℃に加熱し、有機物を熱分解すると同時に、無機分は流動性のある溶融スラグとして冷却固化するものです。



「県の木プロムナード」について

大田市場 (TEL.3790-8301)

今日は、大田市場の「県の木プロムナード」について書いてみたいと思います。

大田市場には市場環境をより良いものとの配慮から常緑樹、落葉樹の中高木の樹木5,700本が敷地内に所狭しと植栽されております。

都道府県には「県の木」がそれぞれ定められておりますが、大田市場の一角に「県の木プロムナード」と名付けた緑地があります。

ここには、北は北海道から南は沖縄までの「県の木」が101本植栽されております。植物園であるなら各県の「県の木」を見ることができても不思議ではないのでしょうか。植物園以外の公共施設で各県の「県の木」すべてが見れるのは珍しいのではないでしょうか。勿論、北国・北海道のエゾマツ、南国・宮崎県のフェニックスも見られます。

ちなみに、北海道はエゾマツ、青森県・ヒバ、岩手県・ナンブアカマツ、宮城県・ケヤキ、秋田県・アキタスギ、・・・、熊本県・クスノキ、大分県・ブンゴウメ、宮崎県・フェニックス、鹿児島県・カイコウズ、沖縄県・リュウキュウマツと言うことですですが、ご存じでしたか。

秋です。大田市場の「県の木プロムナード」を散策されてはいかがでしょうか。

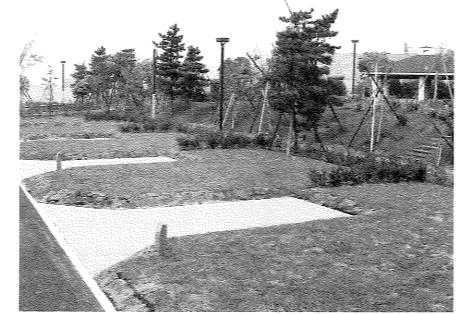


城南島海浜公園オートキャンプ場

平成3年7月オープンした当公園キャンプ場も早いもので7年目の夏を迎えてました。当初は、フリーサイトのみの一般キャンプ場でスタートした当キャンプ場も、昨年6月には、オートキャンプ場も併設された総合的なキャンプ場として生まれ変わりました。

オートキャンプ場については、東京23区内で初ということもあり当初から業界でも注目され、専門誌などから多くの取材を受けました。2年目を迎えたこの夏は、都民の方以外にも北は青森から南は福岡までと、幅広く皆様にご利用いただきました。これにより本年8月の利用者数は2,078人となり昨年同月期に比べて20%も増加しました。

城南島地区にお勤めの皆様も、話の種に是非一度利用してみてはいかがですか。



■オートキャンプ場の利用にあたって

- (1) 乗り入れ車両は、5m×2.1mの普通車のみとなっています。
- (2) 1区間の利用定員は9名までです。
- (3) テーブルセット、バーベキューセットなどを全てお持ちください。

〔予約方法〕 利用希望日の3ヶ月前の1日から電話で受付けています。

受付時間 午前9時から午後4時30分まで

電話番号 3799-6402

〔休場日〕 毎週水曜日（当日が休日または都民の日にあたるときはその翌日）

ただし、夏休み期間（7/20～8/31）および春休み期間（3/26～4/5）は除く。

〔利用方法〕 管理事務所受付にて、利用承認申請手続きをすませた後、利用サイトの番号札をお渡します。（帰宅時に返却）。

〔利用時間〕 申請時間 午前10時から午後4時まで

利用時間（日帰り） 午前11時から午後9時まで

（宿泊） 午前11時から翌日午前10時まで

一区画 1日2,000円

AC電源 1日 500円

『公共施設案内について』

城南島地域にある公共施設をより知りたいため、いろいろな角度からの紹介記事を継続して掲載していきます。（地図は8号を参照してください。）

※この用紙は再生紙を使用しています。

城南島タイムズ



“城南島で動いている都の事業（公共施設）”

大井ドライドックの状況と今後

東京港沖合理立整備事務所 (TEL.5500-2495)

東京港臨海道路は、城南島を起点に中央防波堤外側埋立地を経て江東区若洲を結ぶ、延長約8kmの往復分離4車線の臨海道路です。現在、城南島から中防外側、内側埋立地までを第1工区として、平成13年度末の供用開始を目指して施工中です。

この中で、東京西航路（第1航路）は沈埋トンネル工法という言葉はプレハブ形式のトンネルで横断します。これに用いる沈埋工の製作を、平成7年度以来城南島と大井ふ頭との1埋立地の間の水路を縫切ったドライドックで行ってきました。

前号でご紹介しましたが、ドライドックでは平成9年度までに11個の沈埋工が製作され、平成10年2月から4月にかけてドック内へ約130万トンの海水を注水いたしました。野鳥大橋から、コンクリートで出来た沈埋工は水中に没しており、アクセスシャフトという点検口のみが水面に立っているのが見えます。

現在、函体を引き出すため、仮縫切替の撤去工事を12月末を目途に進めております。主として、海上のクレーン台船による鋼矢板の撤去、浚渫船によるマウンド土砂の撤去を行っています。

これが完了すると、平成11年3月に第1函の沈設工事を予定しています。

沈設工事は、約40日に1函のサイクルで、城南島側6函、中防側5函の計11函を平成12年10月を目途に行うこととしております。

（1）付帯の工事（付帯の場合は記載）

（2）自動運転装置の有りなし（自己運転の場合は記載）

（3）施工者の許可有りなし（委託による運営の場合）

（4）その他何か必要とされる書類

城南島エコプラントの近況

■おかげさまで1年たちました。

昨年10月1日の本稼働からあつと言葉の1年でした。破碎処理プラントの運転とごみの受入は、年始の4日間と祭日13日中、5日間の休みにとどめ、プラントも故障することもなく順調に稼働できました。

また、事務処理にいたっては、都内の中小企業の方々のうち、廃棄物の処理を東京都の最終処分場（ごみ埋立地）を希望し、搬入資格を得た排出事業者6500社との「産業廃棄物処理委託契約」に係わる事務、新規搬入に関する問い合わせ等に明け暮れた毎日でした。

城南島連合会の皆さんには、前号にご案内させて頂いた後、多くの会社が搬入手続きを済ませ、エコプラントにごみ（産業廃棄物）を搬入して頂きました。

■搬入資格確認申請手続きを代行します。

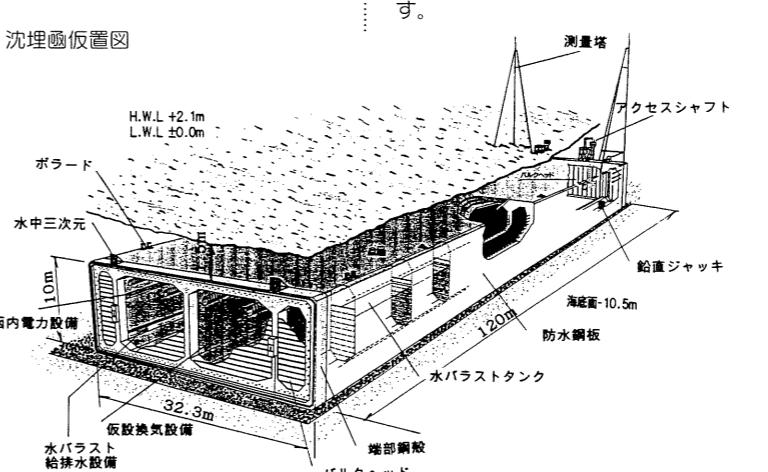
城南島エコプラントに産業廃棄物の搬入を希望する方、申請に必要な書類等について、ご案内させて頂きます。搬入資格確認申請書は別紙様式による。

城南島3-3-1 電話3799-0831

担当 増井・秋山

■施設からの火災発生のお詫び

去る9月3日深夜、施設内の破碎物貯留ピット（破碎した細かなごみを一時溜めて置くピット）より火、消防車を要請し大事に至らず消し止めることができました。城南島連合会の皆様には、大変ご心配をお掛け致しました。今後とも、ご迷惑をお掛けしないよう努めて参りますので、よろしくお願い致します。



| | |
|--------------------------|--|
| 城南島連合会 | |
| 発行元 | |
| 新聞委員会 | |
| 〒143-0024 東京都大田区城南島2-3-8 | |
| 電話 (03) 3790-8061 | |

1998年(平成10年)
10/31 (第11号)

| | |
|---|---|
| 平成 年 月 日 | |
| 東京都清掃局長 殿 | |
| 搬入資格確認申請書 | |
| 申込者住所 | 〒 |
| 申込者名 | （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） |
| 担当者氏名 | （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） |
| 支 付 | 貢金 万円 |
| 財团法人東京都埋立地整備公団が運営する城南島廃棄物処理施設へ産業廃棄物を搬入したいので、開設者証を添えて次のとおり申出します。 | |
| 搬入者コード | |
| 現業地名を記入 | 所 在 地 |
| する事 実 場 | 名 称 |
| 施設名 | 姓 名 |
| 搬入物の種類 | 搬出量(kg/月) |
| 自 己 清 拠 | 搬 出 方 法 |
| 専用部分 | 専用車両 |
| 荷 収 部 分 | 産業廃棄物収集運搬業者名 |
| 合 計 kg/月 | 許 可 号 |
| 運 送 期 限 | 1. 1ヶ月前 2. 1ヶ月 3. 1ヶ月～6ヶ月～1年 |
| 運 送 方 法 | 1. 陸上輸送 (記入の場合は記載) 2. 自動車輸送の有りなし (自己運転の場合は記載) |
| 運 送 路 | 3. 陸上輸送の有りなし (委託による運送の場合) |
| 運 送 時 間 | 4. その他記載が必要となる書類 |

- ①マニフェスト制度（廃棄物管理表）の適用範囲を、すべての産業廃棄物に拡大するとともにマニフェストの電子情報化のための情報処理センターを設置する。
(平成10年12月～) マニフェスト用紙は別紙による。
- ②産業廃棄物の不法投棄に対する罰金額を、現在50万～100万から1000万円（法人の場合は1億円）とするなど、罰則強化を図った。(平成9年12月～)
- ③現状回復対策として、措置命令対象を拡大し、都道府県知事等が自ら円滑に措置できるようにするとともに、現状回復基金制度を設ける。(平成10年6月～)

| | |
|--------------------|--|
| 産業廃棄物マニフェスト(A表) | |
| 登録番号: 1029330158 | |
| 登録者名: (登録者名) | |
| 登録者住所: (登録者住所) | |
| 登録者電話番号: (登録者電話番号) | |
| 登録者FAX番号 | |

